

月例研究会（2012年9月25日）  
植民地時期における朝鮮と  
大原社会問題研究所の關係  
に関する試論的検討

—1920・30年代を中心に

蔡 貫植

1925年、治安維持法が日本帝国全地域に同時に適用された。これによって日本内部の社会主義運動と朝鮮の民族解放運動が治安維持法の適用を受け、等しい政治的条件が形成されていた。朝鮮では治安維持法実施以後、1925年～1936年の間民族解放運動の新しい代案を模索した。そして日本の無産政党統合運動（1925～1931）と民間学術機関の設立（1932～1936）が代案として提示される中で、大原社会問題研究所が朝鮮で注目を浴びた。

他方、大原社会問題研究所で作成した戦前期の資料の中で朝鮮関係記録が確認できたのは、『日誌』類、『寄贈図書目録』、『発信簿』・『受信簿』などである。『日誌』類資料には、朝鮮関係の記録総30件が確認された。『寄贈図書目録』には総15件の朝鮮関係記録が確認された。そして『発信簿』・『受信簿』には総84件が確認された。ここで確認された朝鮮の機関は、公共機関と民間機関に分けることができる。公共機関は植民地支配機構である朝鮮総督府など総11個の機関が確認できた。民間機関は商業、言論、学術機関など総5個がある。

その中で民間機関が記録された時点は1926年10月～1932年6月までである。これは治安維持法の施行により朝鮮で社会主義運動の代案が模索された期間と重なる。社会主義運動と関連がある民間機関の中では朝鮮社会事情研究所が注目された。1931年初期、朝鮮社会事情研究所は大原社会問題研究所の情報を得られる資料を手に入れた（「大原社会問題研究所栞」が掲

載されている『大原社会問題研究所パンフレット16』、『「研究所の栞」英文パンフレット』）。

朝鮮社会事情研究所は1931年、兪鎮午、李康國、崔容達、朴文圭などが結成した団体である。彼らは（1926年から）京城帝国大学内‘経済研究会’でマルクス主義経済学の理論を学習した。経済研究会の指導教授は三宅鹿之助だった。三宅鹿之助の指導を受けた兪鎮午などはマルクス主義思想を朝鮮の民族解放運動と連結させる方法を模索していた。その中で兪鎮午は大原社会問題研究所のような民間研究機関を設立するために、日本へ行った。そして主な政治家、経済学者、評論家と接触した。朝鮮に帰って来た後に、1931年9月朝鮮社会事情研究所を創立した。

研究所の活動は『朝鮮社会運動史』の執筆、各種統計の調査と資料収集、提供などだった。しかし研究所の主要人物たちは、表面的な活動の裏で三宅鹿之助の朝鮮共産党再建運動を支援した。1931年4月ドイツのベルリン等で在外研究を終えて朝鮮に帰って来た三宅鹿之助は本格的に朝鮮共産党再建運動に参加するようになった。朝鮮社会事情研究所の主要人物たちは、実際には朝鮮共産党再建運動に参加して帝国主義日本の打倒を目的に活動していた。

したがって、朝鮮社会事情研究所で1931年初期大原社会問題研究所の情報を確認しようとしたことは、表面的には研究機関の設立と係わったものと言える。朝鮮共産党再建活動を隠し、実践的社会運動を理論的・実証的に支援する機関を設立するためには、学術研究団体を標榜するのが有利だったのである。このために大原社会問題研究所に対する情報が必要だったのである。表面的な研究機関として研究所を設立するための事前作業は遅くとも1931年初期から始まっていた。

（チェ・グワンシク 法政大学大原社会問題研究所客員研究員）